

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の創設」についてのお知らせ

この度、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策一第2弾一」が決定されました。

厚生労働省においては、この緊急対策に基づき、新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、「委託を受けて個人で仕事をする方」（個人で事業を営む子どもの保護者）向けの新たな支援を行うこととしました。

新たな支援については、小学校等の臨時休業等に伴い、就業することを予定されていた仕事ができなくなった場合に、一定の要件を満たす「委託を受けて個人で仕事をする方」（子どもの保護者）に、就業できなかった日について1日当たり定額（4,100円）を支給するものです。この支援金については、令和2年3月18日に施行され、同日から「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書の受付を開始しています。

詳しくは、下記HPをご覧ください。

厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金  
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

**【連絡先】**

厚生労働省雇用環境・均等局

就業子育て世代支援対策室

電話：03-5253-1111（内7929）